

令和6年 第2回 飯塚市議会定例会 議案

議案番号	件 名	摘要	ページ
5 3	令和6年度 飯塚市一般会計補正予算(第2号)		
5 4	飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例		3
5 5	飯塚市市長及び副市長の給料の支給の特例に関する条例		6
5 6	飯塚市税条例の一部を改正する条例		7
5 7	飯塚市手数料条例の一部を改正する条例		1 2
5 8	飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		1 6
5 9	飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		2 0
6 0	土地の取得(筑穂地域工業団地造成用地)		2 3
6 1	土地の取得(鯉田地区遊水池用地)		2 6
6 2	財産の取得(消防ポンプ自動車)		2 9
6 3	市道路線の廃止及び認定		3 0
6 4	市道路線の認定		3 3
6 5	専決処分の承認(令和6年度 飯塚市一般会計補正予算(第1号))		4 0
6 6	専決処分の承認(令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号))		4 1
6 7	専決処分の承認(飯塚市税条例の一部を改正する条例)		4 2

議案番号	件 名	摘要	ページ
6 8	専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)		7 6
6 9	固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めること		
報告 第4号	専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)		8 0
報告 第5号	継続費繰越計算書の報告(令和5年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計)		8 2
報告 第6号	繰越明許費繰越計算書の報告(令和5年度 飯塚市一般会計)		8 4
報告 第7号	令和5年度 飯塚市水道事業会計の予算繰越		8 7
報告 第8号	令和5年度 飯塚市下水道事業会計の予算繰越		8 9
報告 第9号	令和5年度 飯塚市立病院事業会計の予算繰越		9 1
報告 第10号	公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の経営状況		9 3
報告 第11号	一般財団法人サンビレッジ茜の経営状況		9 4
報告 第12号	令和5年度 児童虐待に関する状況の報告		9 5

飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例

飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月12日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の改正に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年飯塚市条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) <u>特定個人番号利用事務</u> <u>法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> (7) <u>利用特定個人情報</u> <u>法第19条第8号に規定する利用特定個人情報</u>をいう。 (個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1機関の欄に掲げる機関が行う同表事務の欄に掲げる事務、別表第2機関の欄に掲げる機関が行う同表事務の欄に掲げる事務及び市又は教育委員会が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。 2 (略) 3 市又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネッ	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1機関の欄に掲げる機関が行う同表事務の欄に掲げる事務、別表第2機関の欄に掲げる機関が行う同表事務の欄に掲げる事務及び市又は教育委員会が行う<u>法別表第2事務の欄に掲げる事務</u>とする。 2 (略) 3 市又は教育委員会は、<u>法別表第2事務の欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただ

トワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から <u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この 限りでない。 4 （略）	し、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して 他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受 けることができる場合は、この限りでない。 4 （略）
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市市長及び副市長の給料の支給の特例に関する条例

飯塚市市長及び副市長の給料の支給の特例に関する条例を次のように定める。

令和6年6月12日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

市職員による各種団体等現金(公金外)における横領事案の発生について、市政の責任者及び職員を統括する者として自らを戒め、その責任を明らかにするため、本案を提出するものである。

飯塚市市長及び副市長の給料の支給の特例に関する条例

市長及び経済部(公営競技事業所を除く。)の事務を担当する副市長(以下「副市長」という。)の令和6年7月1日から同月31日までの間に係る給料月額は、飯塚市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第41号)第3条第1号及び第2号の規定にかかわらず、同条第1号及び第2号に規定する額から市長は100分の10、副市長は100分の5に相当する額を減じて得た額を支給する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和6年7月31日限り、その効力を失う。

飯塚市税条例の一部を改正する条例

飯塚市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月12日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)、所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)及び公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の公布に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市税条例の一部を改正する条例

飯塚市税条例(平成18年飯塚市条例第51号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は所得税法第78条第2項第2号、第3号及び第4号に掲げる寄附金並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げる寄附金に該当するものを除く。)のうち、次の各号に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)・(2) (略)	(寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げる寄附金に該当するものを除く。)のうち、次の各号に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)・(2) (略)

(3) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託(福岡県知事又は福岡県教育委員会の所管に属するもので、主たる受益の範囲が市の区域内であるものに限る。)の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

(4)・(5) (略)

2 (略)

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団

(3) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託(福岡県知事又は福岡県教育委員会の所管に属するもので、主たる受益の範囲が市の区域内であるものに限る。)の信託財産とするために支出した金銭

(4)・(5) (略)

2 (略)

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法

法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

附 則

人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

附 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。))の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定す

る公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。))を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。))に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第34条の7第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の飯塚市税条例第34条の7第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第3号中「寄附金」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」とする。

飯塚市手数料条例の一部を改正する条例

飯塚市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月12日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)が施行されたことに伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市手数料条例の一部を改正する条例

飯塚市手数料条例(平成18年飯塚市条例第55号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
(1)～(5) (略)			(1)～(5) (略)		
(6) 介護保険法(平成9年法律第123号)関係			(6) 介護保険法(平成9年法律第123号)関係		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
介護保険法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	(略)	(略)	介護保険法第79条第2項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	(略)	(略)
介護保険法第79条の2第4項において準用する第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	(略)	(略)	介護保険法第79条の2第4項において準用する第79条第2項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考			備考		
1 指定地域密着型介護予防サービス事業者(以下「介護予防サービス事業者」という。)指定申請手数料は、 <u>同一事業所に</u>			1 指定地域密着型介護予防サービス事業者(以下「介護予防サービス事業者」という。)指定申請手数料は、同種の指定地		

において、同種の指定地域密着型サービス事業者(以下「介護サービス事業者」という。)指定申請を同時に行う場合には、徴収しない。

2 介護予防サービス事業者指定更新申請手数料は、同一事業所において、同種の介護サービス事業者指定更新申請を同時に行う場合には、徴収しない。

3 介護予防サービス事業者指定申請手数料は、指定地域密着型サービス事業の事業者が、同一事業所において、同種の介護サービス事業者指定更新申請と介護予防サービス事業者指定申請を同時に行う場合には、徴収しない。

4 介護サービス事業者指定申請手数料は、指定地域密着型介護予防サービス事業の事業者が、同一事業所において、同種の介護予防サービス事業者指定更新申請と介護サービス事業者指定申請を同時に行う場合には、徴収しない。

5 指定介護予防支援事業者指定申請手数料は、同一事業所において、指定居宅介護支援事業者指定申請を同時に行う場合には、徴収しない。

6 指定介護予防支援事業者指定更新申請手数料は、同一事業

域密着型サービス事業者(以下「介護サービス事業者」という。)指定申請を同時に行う場合には、徴収しない。

2 介護予防サービス事業者指定更新申請手数料は、同種の介護サービス事業者指定更新申請を同時に行う場合には、徴収しない。

3 介護予防サービス事業者指定申請手数料は、指定地域密着型サービス事業(以下「介護サービス事業」という。)の事業者が、当該事業の指定の最初の更新申請と同時に、同種の指定地域密着型介護予防サービス事業(以下「介護予防サービス事業」という。)を廃止した上で改めて介護予防サービス事業者の指定の申請を行う場合には、徴収しない。

4 介護サービス事業者指定申請手数料は、介護予防サービス事業の事業者が、当該事業の指定の最初の更新申請と同時に、同種の介護サービス事業を廃止した上で改めて介護サービス事業者の指定の申請を行う場合には、徴収しない。

所において、指定居宅介護支援事業者指定更新申請を同時に
行う場合には、徴収しない。

7 指定介護予防支援事業者指定申請手数料は、指定居宅介護
支援事業者が、同一事業所において、指定居宅介護支援事業
者指定更新申請と指定介護予防支援事業者指定申請を同時
に行う場合には、徴収しない。

8 (略)

5 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月12日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第18号)の公布に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年飯塚市条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(職員) 第31条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第33条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人	(職員) 第31条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人 (法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第33条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人

(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第46条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはいない。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第49条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。	(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第46条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはいない。 (1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) (職員) 第49条 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。
--	--

(1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略)	(1)・(2) (略) (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人 (法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略)
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月12日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和5年内閣府令第86号)の公布に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年飯塚市条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(内容及び手続の説明及び同意) 第6条 (略) 2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) (略) (2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)</u>をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 3～6 (略)	(内容及び手続の説明及び同意) 第6条 (略) 2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) (略) (2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 3～6 (略)

(揭示等)

第24条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(揭示)

第24条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

土地の取得(筑穂地域工業団地造成用地)

筑穂地域工業団地造成用地として、次の土地を取得するものとする。

令和6年6月12日提出

飯塚市長 武 井 政 一

- | | |
|----------|--|
| 1 所在地 | 飯塚市大分字一本松322番1外4筆 |
| 2 地 目 | 雑種地外 |
| 3 取得面積 | 251,522.27平方メートル |
| 4 取得価格 | 194,500,000円 |
| 5 契約の相手方 | 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
日鉄鉱業株式会社
代表取締役 森川 玲一 |

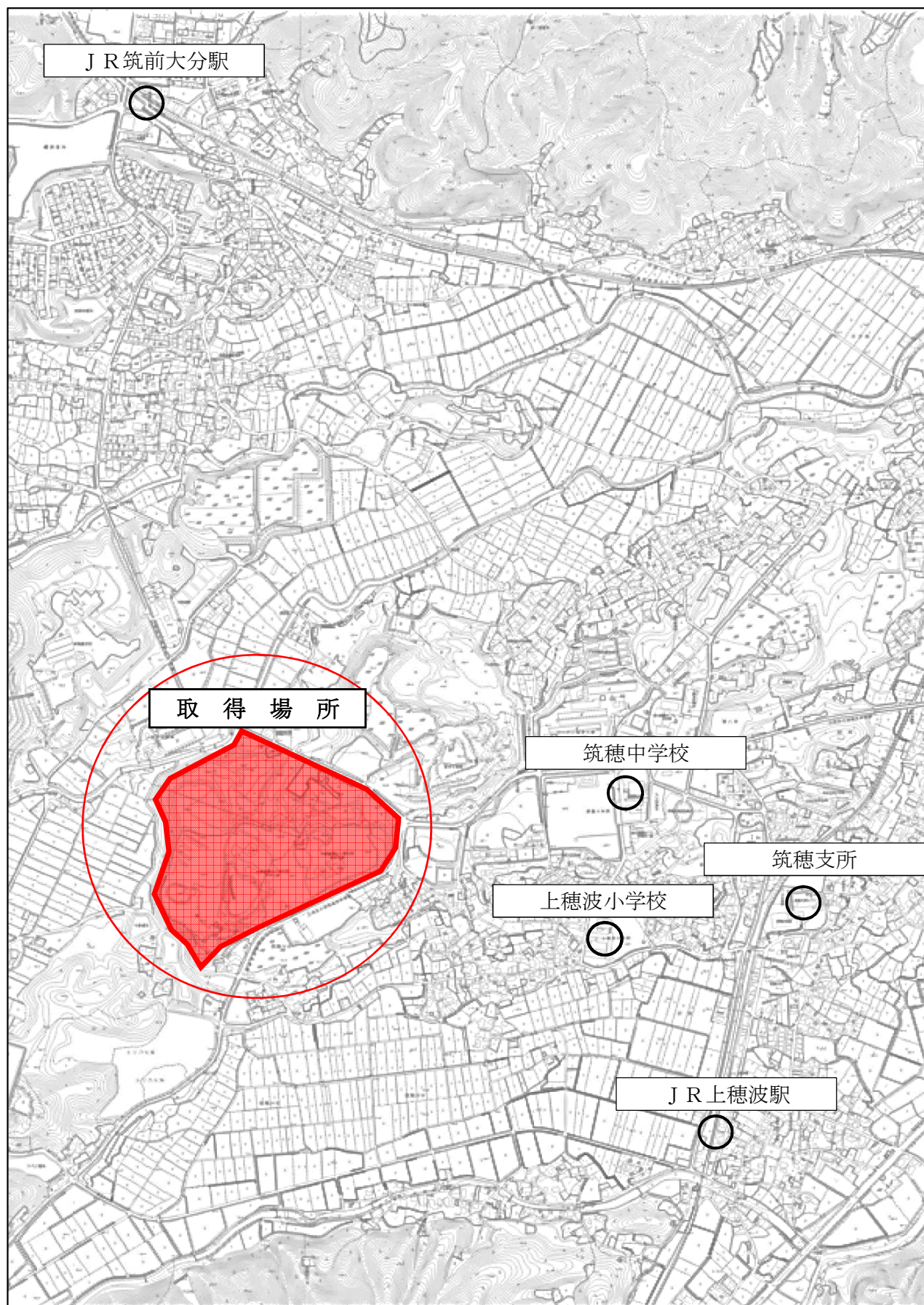
提案理由

この土地を筑穂地域工業団地造成用地として取得するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例(平成18年飯塚市条例第57号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。

取得する財産の明細表

所 在	地 目	地 積 (㎡)
飯塚市大分字一本松322番1	雑種地	52,572.00
飯塚市大分字一本松348番1	宅地	13,057.30
飯塚市筑穂元吉字桜サコ928番1	雑種地	55,209.00
飯塚市筑穂元吉字桜サコ931番1	宅地	18,446.97
飯塚市馬敷字センジ28番1	雑種地	112,237.00
合 計		251,522.27

位置図



土地の取得(鯰田地区遊水池用地)

鯰田地区遊水池用地として、次の土地を取得するものとする。

令和6年6月12日提出

飯塚市長 武 井 政 一

- 1 所在地 飯塚市鯰田字堤田373番4外23筆
- 2 地 目 雑種地外
- 3 取得面積 18,817.85平方メートル
- 4 取得価格 168,412,684円
- 5 契約の相手方 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
UBE三菱セメント株式会社
代表取締役 小山 誠



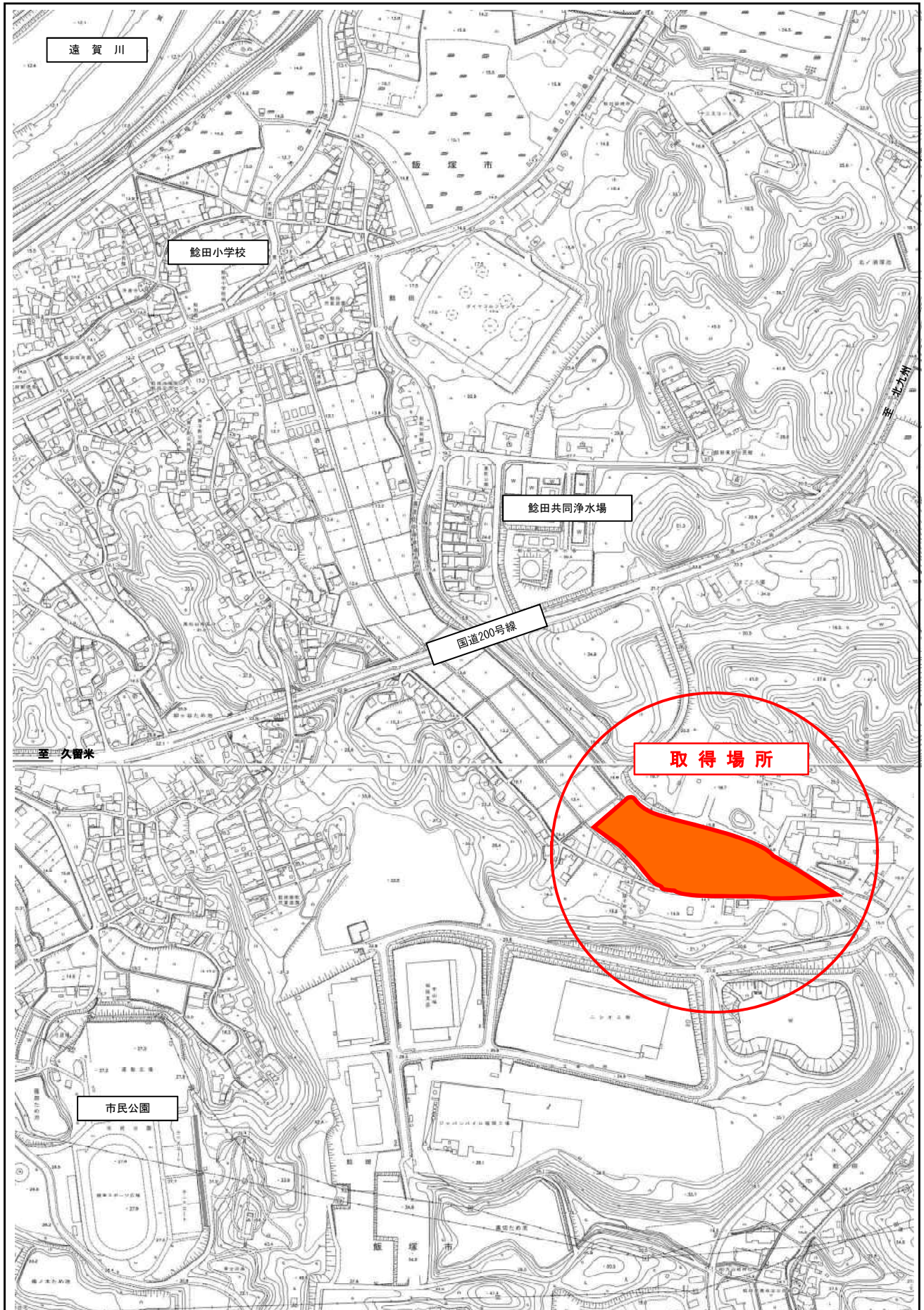
提案理由

この土地を鯰田地区遊水池用地として取得するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例(平成18年飯塚市条例第57号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。

取得する財産の明細表

所 在	地 目	契約の相手方	地 積 (㎡)	金 額 (円)
飯塚市鯰田字堤田373番4	雑種地	UBE三菱セメント株式会社	1,613.00	14,436,350
飯塚市鯰田字堤田379番1	雑種地	UBE三菱セメント株式会社	852.00	7,625,400
飯塚市鯰田字堤田379番3	用悪水路	UBE三菱セメント株式会社	85.00	668,950
飯塚市鯰田字堤田380番1	原野	UBE三菱セメント株式会社	1,057.00	9,460,150
飯塚市鯰田字堤田380番4	宅地	UBE三菱セメント株式会社	328.76	3,234,998
飯塚市鯰田字堤田381番1	田	UBE三菱セメント株式会社	1,124.00	10,059,800
飯塚市鯰田字堤田381番3	池沼	UBE三菱セメント株式会社	962.00	8,609,900
飯塚市鯰田字堤田381番5	池沼	UBE三菱セメント株式会社	314.00	2,810,300
飯塚市鯰田字堤田384番1	田	UBE三菱セメント株式会社	1,257.00	11,250,150
飯塚市鯰田字堤田384番10	田	UBE三菱セメント株式会社	917.00	8,207,150
飯塚市鯰田字堤田384番11	田	UBE三菱セメント株式会社	683.00	6,112,850
飯塚市鯰田字堤田384番12	池沼	UBE三菱セメント株式会社	923.00	8,260,850
飯塚市鯰田字堤田384番13	池沼	UBE三菱セメント株式会社	1,073.00	9,603,350
飯塚市鯰田字堤田384番5	池沼	UBE三菱セメント株式会社	1,058.00	9,469,100
飯塚市鯰田字堤田384番7	田	UBE三菱セメント株式会社	191.00	1,709,450
飯塚市鯰田字堤田384番8	田	UBE三菱セメント株式会社	2,692.00	24,093,400
飯塚市鯰田字堤田384番9	田	UBE三菱セメント株式会社	1,342.00	12,010,900
飯塚市鯰田字堤田393番2	雑種地	UBE三菱セメント株式会社	1,305.00	11,679,750
飯塚市鯰田字堤田394番3	雑種地	UBE三菱セメント株式会社	899.00	8,046,050
飯塚市鯰田字堤田381番2	田		22.00	154,000
飯塚市鯰田字堤田382番2	田		25.00	175,000
飯塚市鯰田字堤田383番2	田		12.00	84,000
飯塚市鯰田字堤田384番2	田		11.00	77,000
飯塚市鯰田字堤田385番3	宅地		72.09	573,836
合 計			18,817.85	168,412,684

位置図



財産の取得(消防ポンプ自動車)

飯塚市消防団に消防ポンプ自動車を配備するため、次の財産を取得するものとする。

令和6年6月12日提出

飯塚市長 武 井 政 一

- 1 取得する財産 消防ポンプ自動車
- 2 取得価格 24,970,000円
- 3 契約の相手方 北九州市小倉南区沼本町三丁目1番1号
株式会社福岡トーハツ 北九州営業所
所長 山形 正彦
- 4 契約の方法 指名競争入札

提案理由

消防ポンプ自動車を取得するにあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例(平成18年飯塚市条例第57号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。

市道路線の廃止及び認定

次のとおり市道路線を廃止及び認定するものとする。

令和6年6月12日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

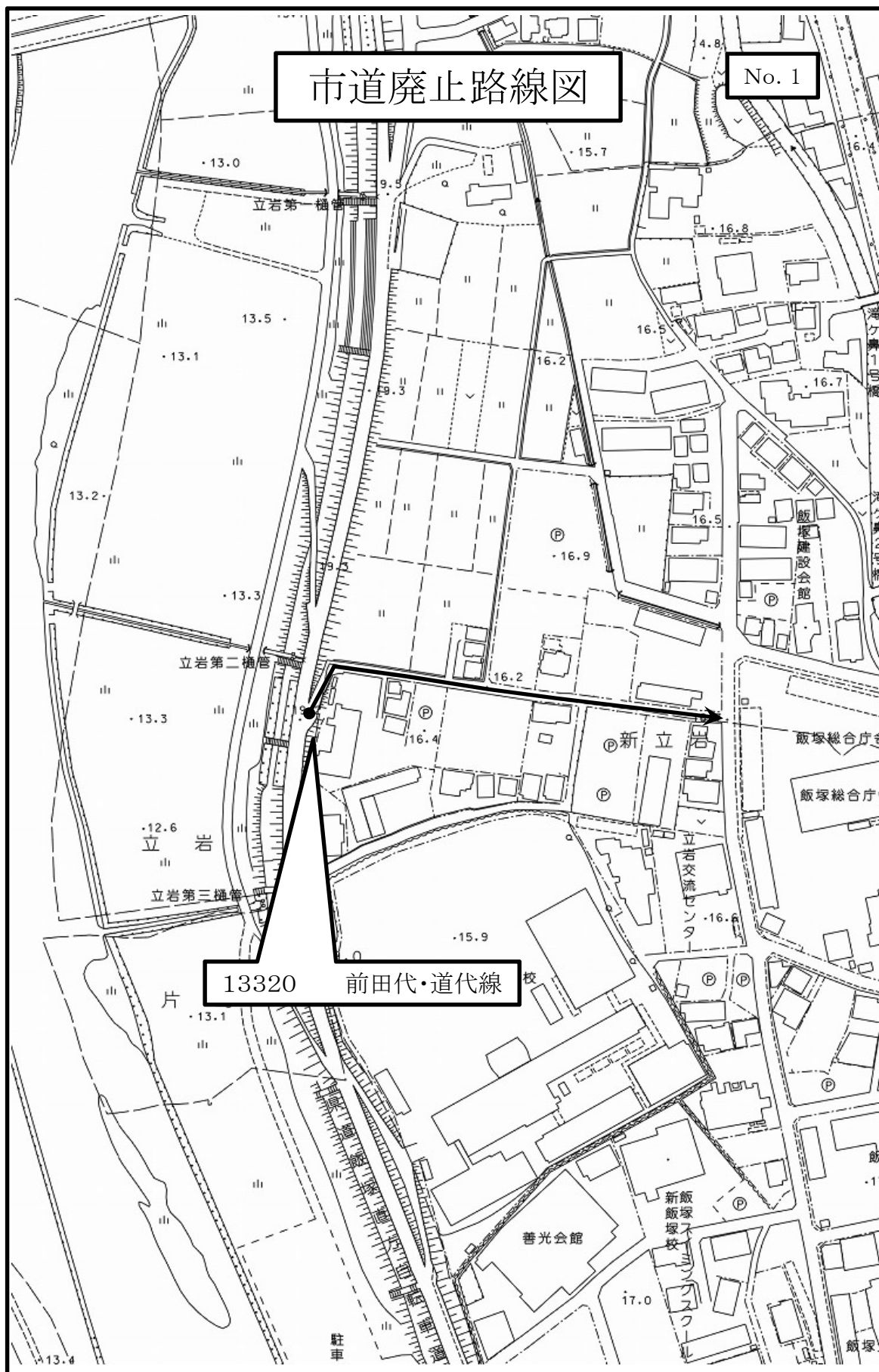
道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項及び第10条第1項の規定に基づき市道路線を廃止及び認定するにあたり、同法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議決を求めるものである。

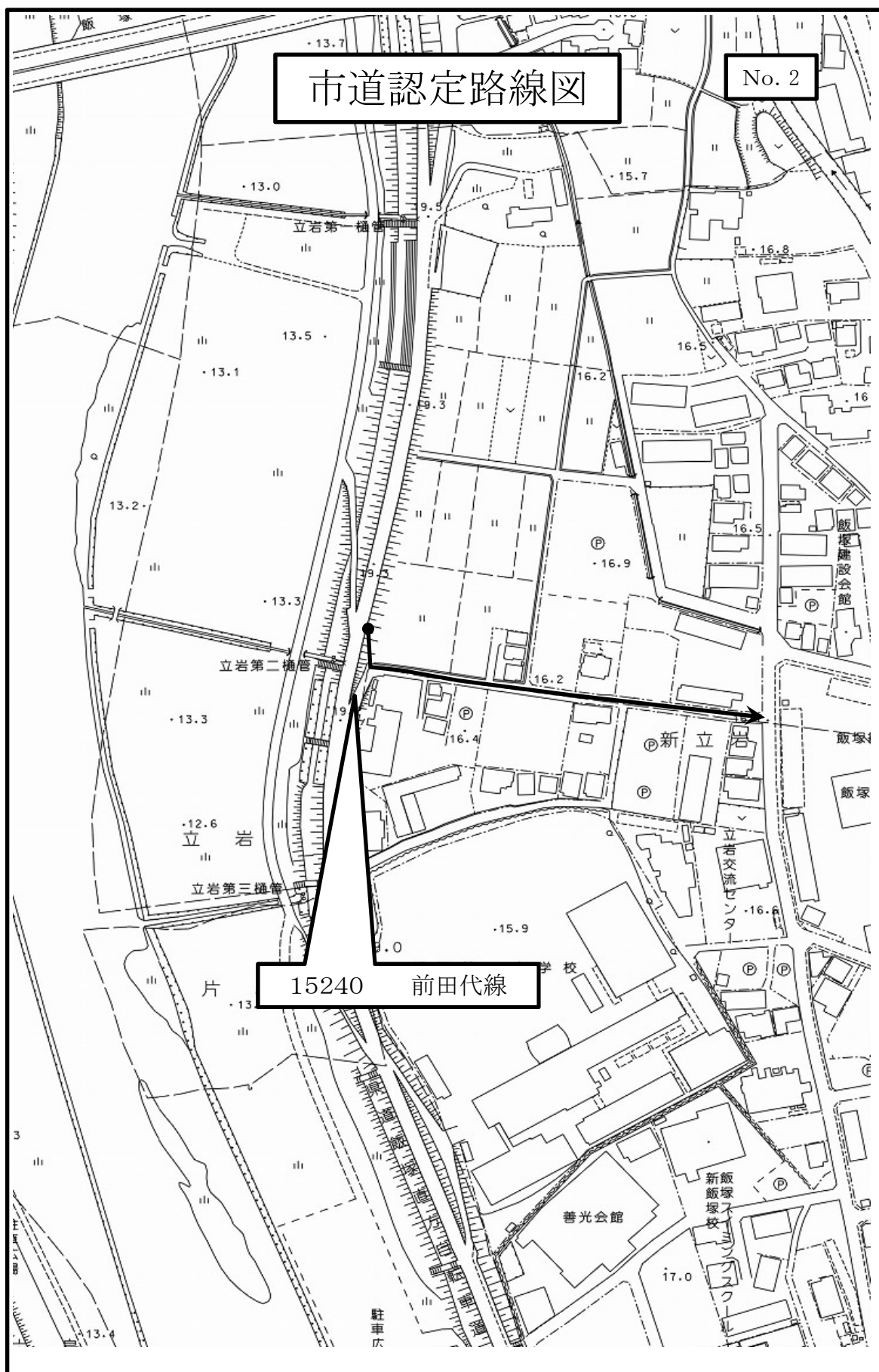
1 市道廃止路線明細

一連 番号	路線 番号	路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	図面 番号
1	13320	前田代・道代線	新立岩 1556-2 地先	新立岩 1524-2 地先	5.6	223.9	No. 1
				合 計		223.9	

2 市道認定路線明細

一連 番号	路線 番号	路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	図面 番号
1	15240	前田代線	立岩 2080 地先	新立岩 1524-2 地先	5.9	231.0	No. 2
				合 計		231.0	





市道路線の認定

次のとおり市道路線を認定するものとする。

令和6年6月12日提出

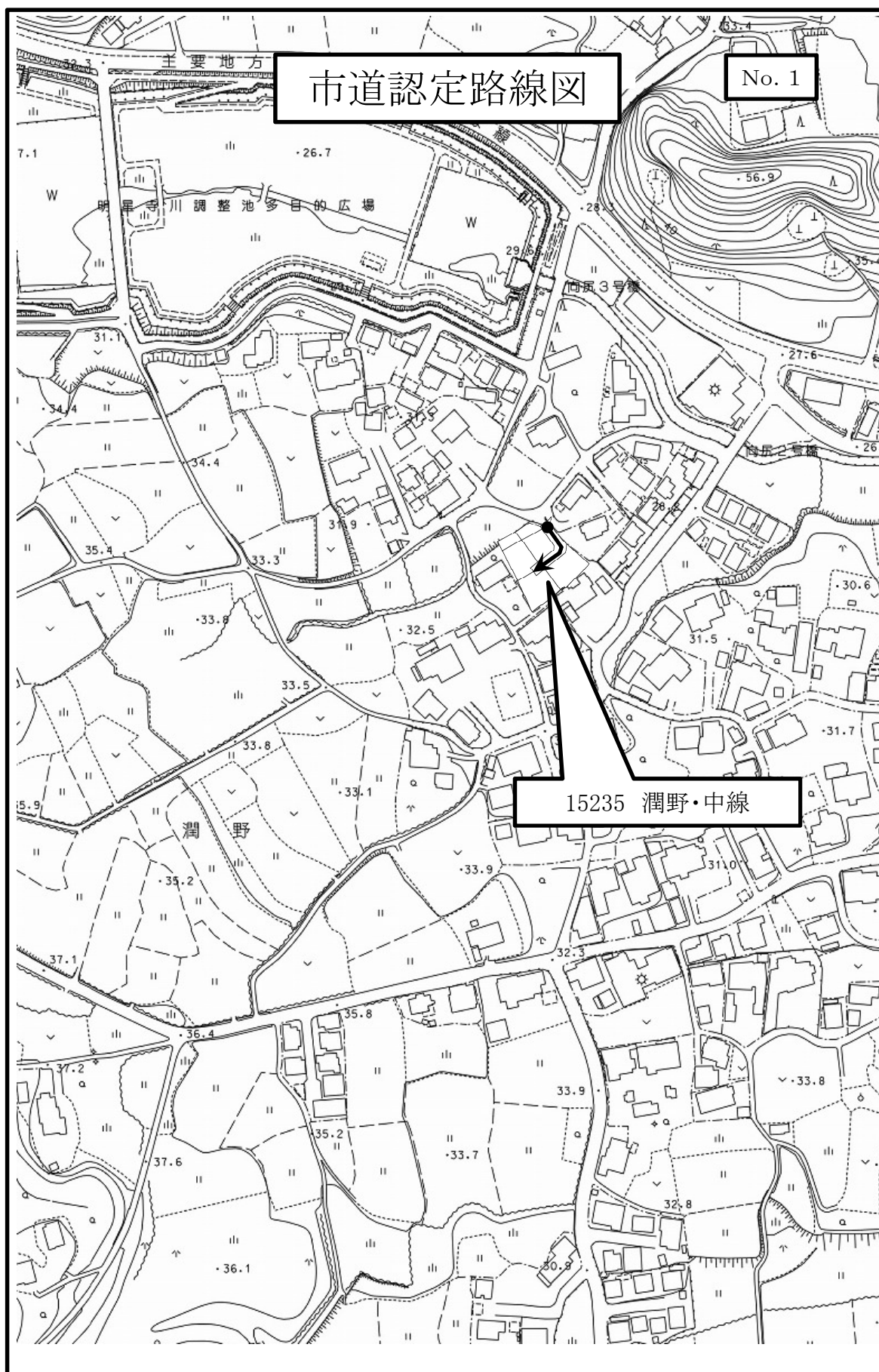
飯塚市長 武 井 政 一

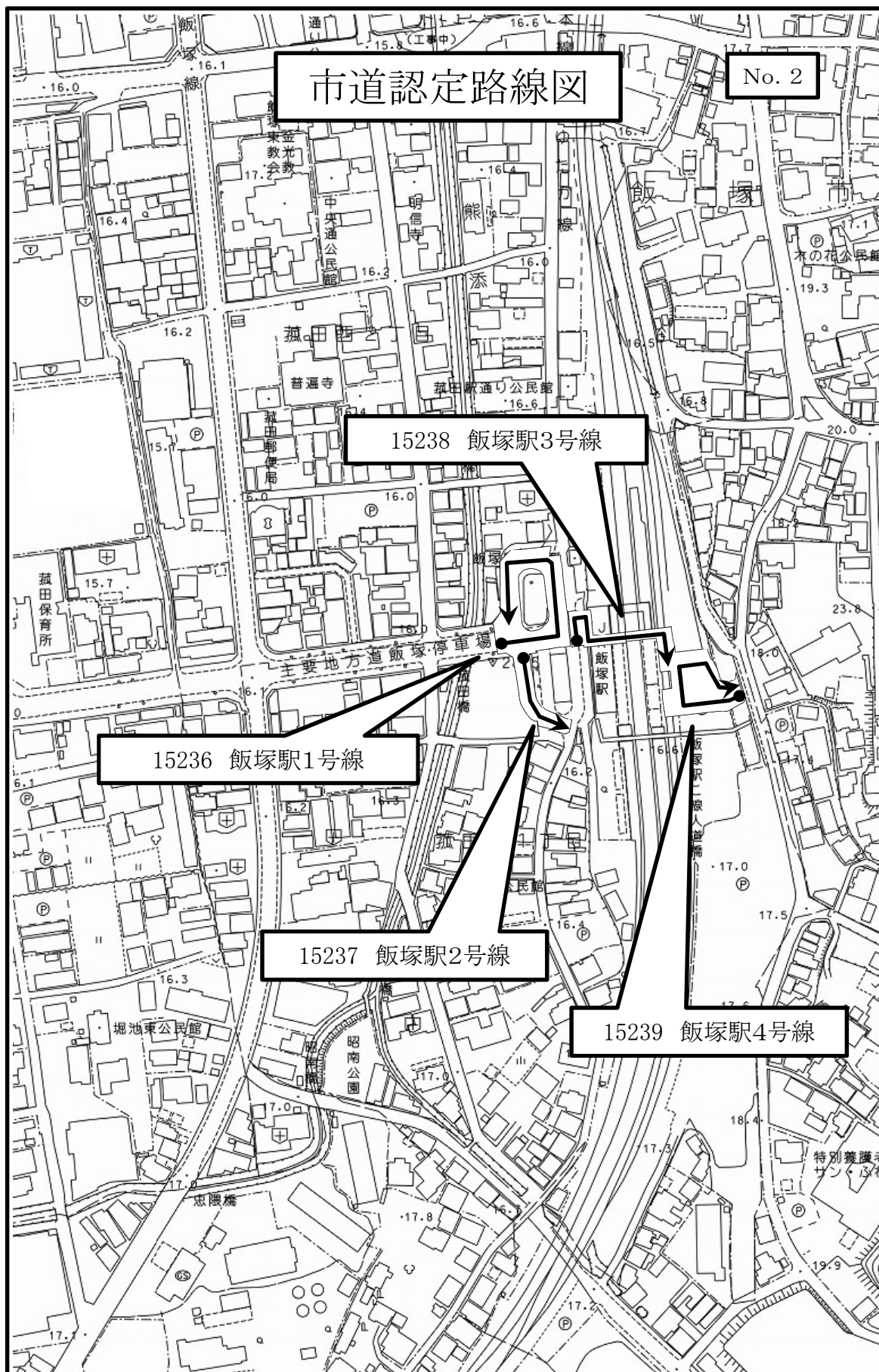
提案理由

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するにあたり、同条第2項の規定により議決を求めるものである。

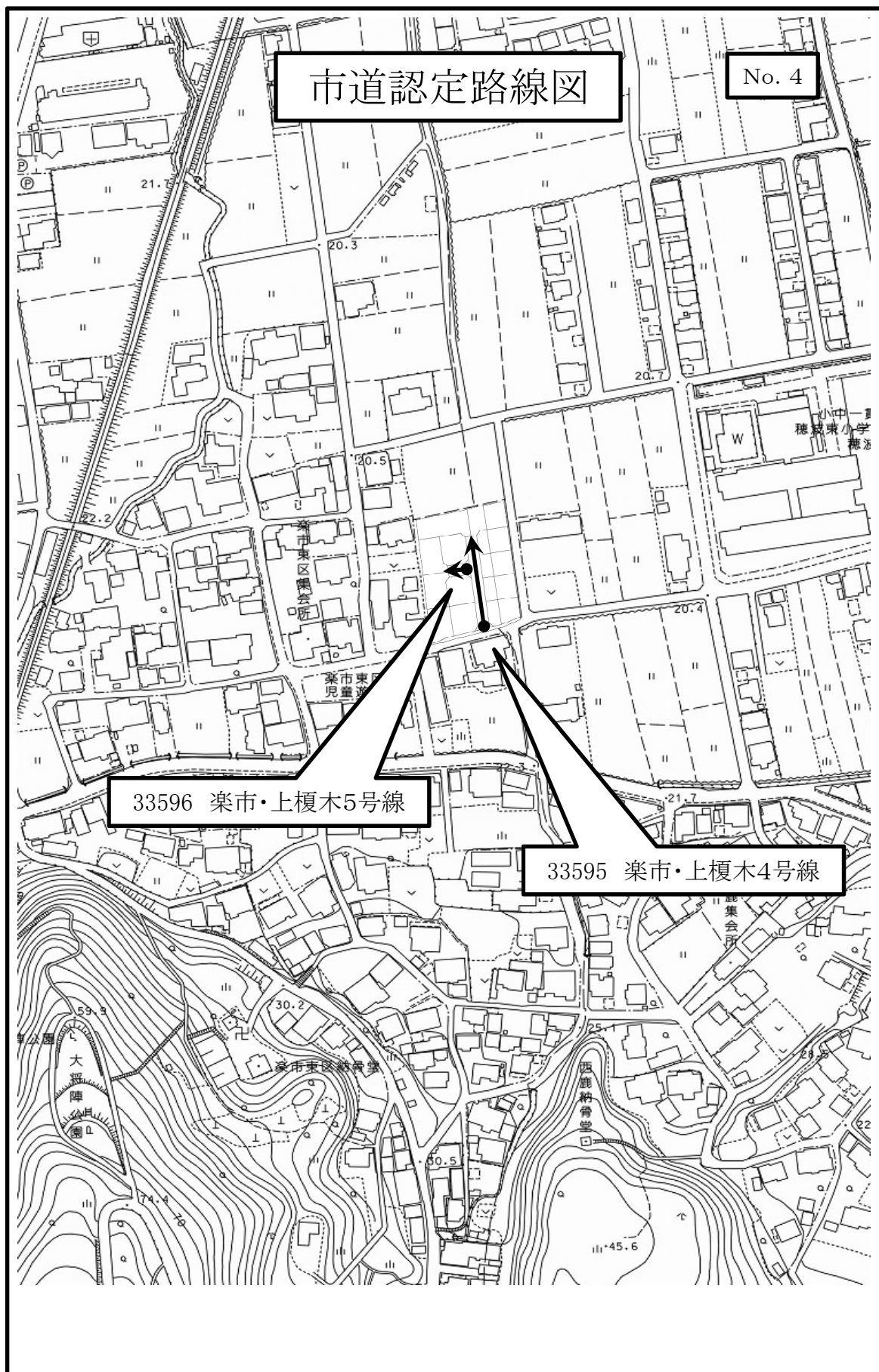
市道認定路線明細

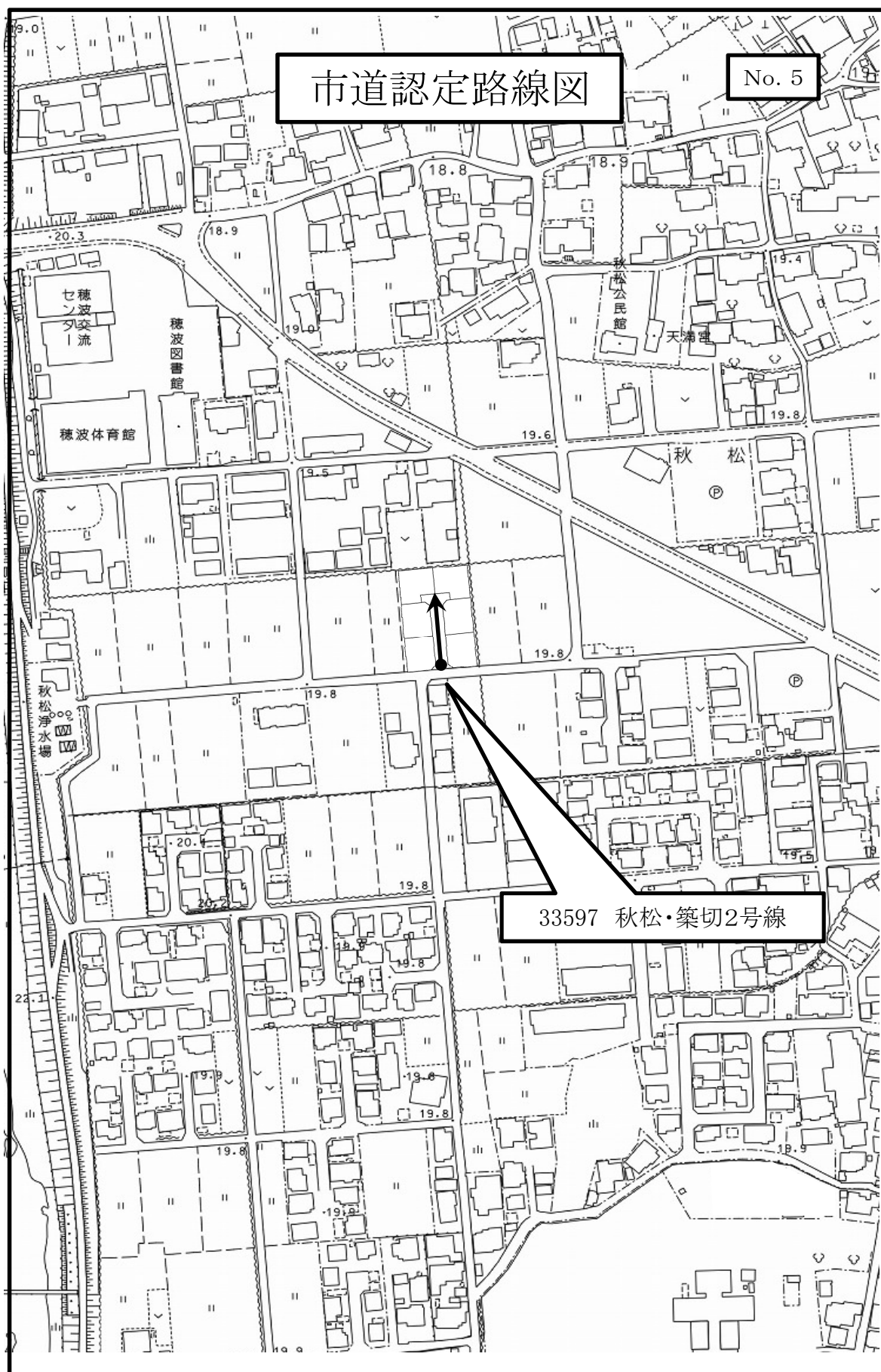
一連 番号	路線 番号	路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	図面 番号
1	15235	潤野・中線	潤野 511-1 地先	潤野 517-5 地先	5.4	34.5	No. 1
2	15236	飯塚駅 1 号線	菰田西 2 丁目 273-5 地先	菰田西 2 丁目 273-5 地先	13.3	113.2	No. 2
3	15237	飯塚駅 2 号線	菰田西 1 丁目 265-52 地先	菰田西 1 丁目 236-3 地先	9.2	49.9	No. 2
4	15238	飯塚駅 3 号線	菰田西 1 丁目 131-2 地先	菰田西 1 丁目 131-2 地先	7.5	87.1	No. 2
5	15239	飯塚駅 4 号線	菰田西 1 丁目 152-19 地先	菰田西 1 丁目 152-19 地先	14.7	82.7	No. 2
6	33594	楽市・谷 6 号線	楽市 94-6 地先	楽市 95-16 地先	7.0	44.3	No. 3
7	33595	楽市・上榎木 4 号線	楽市 109-2 地先	楽市 109-19 地先	6.1	50.2	No. 4
8	33596	楽市・上榎木 5 号線	楽市 109-13 地先	楽市 109-15 地先	6.6	11.2	No. 4
9	33597	秋松・築切 2 号線	秋松 363-2 地先	秋松 363-6 地先	6.8	36.9	No. 5
10	43449	多田・長浦線	多田 334-3 地先	多田 333-3 地先	6.1	156.2	No. 6
				合 計		666.2	

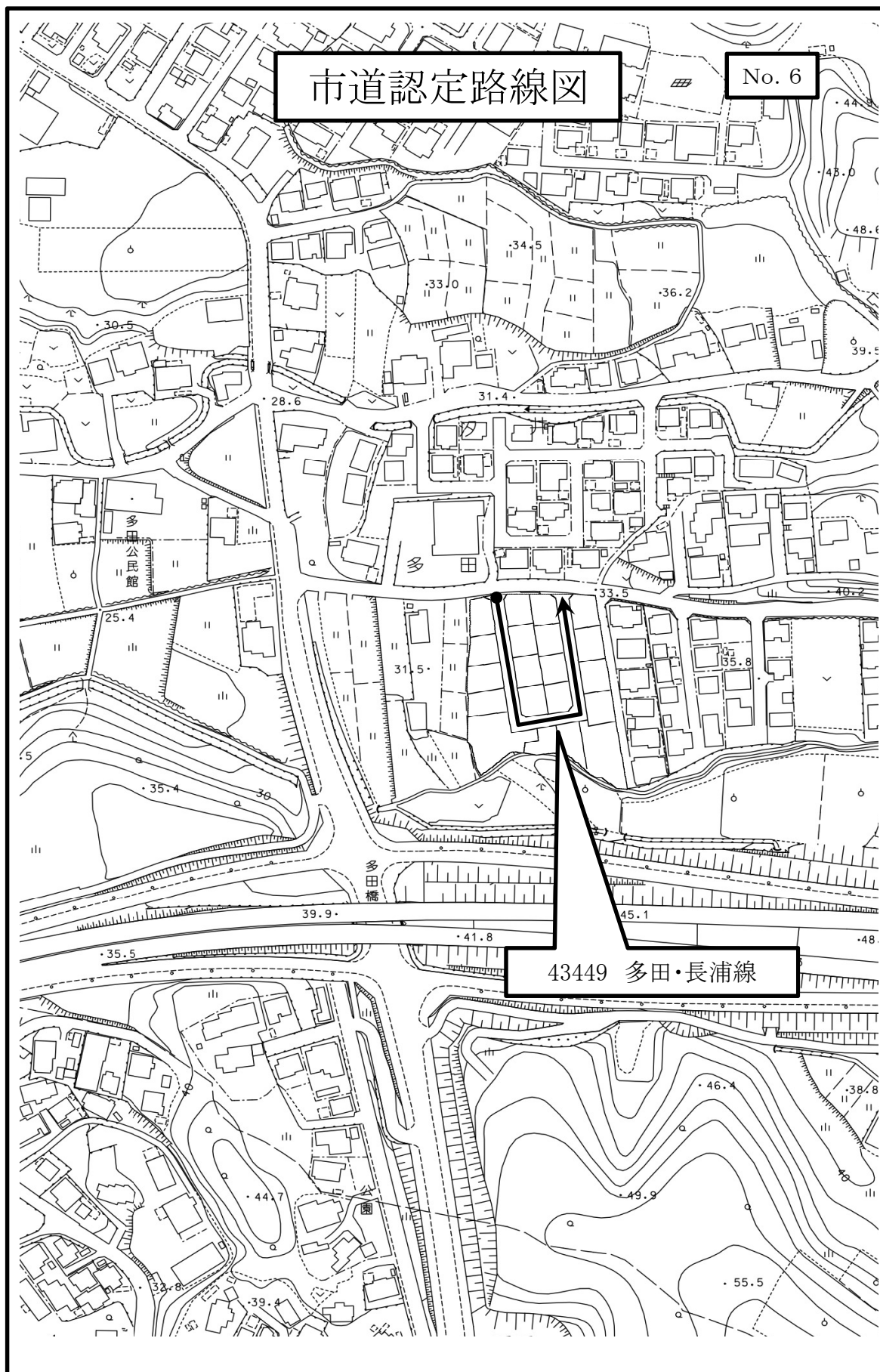












専決処分の承認(令和6年度飯塚市一般会計補正予算(第1号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、令和6年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和6年6月12日提出

飯塚市長 武 井 政 一

専決第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和6年5月20日専決

飯塚市長 武 井 政 一

令和6年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)

専決処分の承認(令和6年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、令和6年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号)について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和6年6月12日提出

飯塚市長 武 井 政 一

専決第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和6年5月31日専決

飯塚市長 武 井 政 一

令和6年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号)

専決処分の承認(飯塚市税条例の一部を改正する条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、飯塚市税条例の一部を改正する条例について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和6年6月12日提出

飯塚市長 武 井 政 一

専決第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和6年3月30日専決

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市税条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和6年3月30日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市条例第17号

飯塚市税条例の一部を改正する条例

飯塚市税条例(平成18年飯塚市条例第51号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(市民税の減免) 第51条 (略) 2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)～(3) (略) 3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (固定資産税の減免) 第71条 (略) 2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなけれ	(市民税の減免) 第51条 (略) 2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) 3 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (固定資産税の減免) 第71条 (略) 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなけれ

ばならない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(5) (略)

- 3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 (略)

- 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(3) (略)

- 3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

ればならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(1)～(5) (略)

- 3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 (略)

- 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

- 3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4

項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

- 2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、

附 則

当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

- 3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納

税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額(法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たな

い場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその

者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税(第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関

する特例)

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。)の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に

係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該

金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、

その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日

までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額(第1項の規定の適用があるものを除く。)については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民

税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。))を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。))に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。))に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものと

し、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適

用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12

第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 (略)

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 (略)

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項、附則第7条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条第2項」と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～13 (略)

14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は7分の6とする。

15 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

16 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

17 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

18 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

19 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規

3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第8条第2項」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～13 (略)

14 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

15 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

16 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

17 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

18 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規

定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

20 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

21 (略)

22 法附則第15条第32項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

23 法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

24 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

25 法附則第15条第41項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。

26 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

27 (略)

28 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

19 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

20 (略)

21 法附則第15条第32項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

22 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

23 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

24 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。

25 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

26 (略)

27 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2 (略)

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施

第10条の3 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施

行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

11 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日か

行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日か

ら3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

13 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

ら3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

15 (略)

(土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 (略)

(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地であって、令和8年度分の固定資産税について

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

14 (略)

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 (略)

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について

前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。))を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税

前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税

額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅

標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当

地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を

当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を

受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の課税の特例)

第12条の3 地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)

附則第21条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固

定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率

受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の課税の特例)

第12条の3 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)

附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固

定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同

を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課

表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課

税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、
附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とある
のは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市
民税の所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略) (5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、</u> <u>附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とある</u> <u>のは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市</u> <u>民税の所得割の額」とする。</u> 4 (略) (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第17条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、</u> <u>附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とある</u> <u>のは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民</u> <u>税の所得割の額」とする。</u> (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第18条 (略) 2～4 (略) 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略)	(1)～(4) (略) 4 (略) (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第17条 (略) 2 (略) 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第18条 (略) 2～4 (略) 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) (略)
---	---

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、
附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とある
のは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民
税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特
例)

第19条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、
附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とある
のは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民
税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、
附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とある
のは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特
例)

第19条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、
附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とある
のは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市
民税の所得割の額」とする。

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、
附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とある
のは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定によ
る市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 （略） 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1）～（4） （略） <u>（5） 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、</u> <u>附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とある</u> <u>のは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市</u> <u>民税の所得割の額」とする。</u> 3・4 （略） 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1）～（4） （略） <u>（5） 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、</u> <u>附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とある</u> <u>のは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定によ</u> <u>る市民税の所得割の額」とする。</u> 6 （略）	第20条の3 （略） 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1）～（4） （略） 3・4 （略） 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1）～（4） （略） 6 （略）
--	--

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の飯塚市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度

分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和6年6月12日提出

飯塚市長 武 井 政 一

専決第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和6年3月30日専決

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和6年3月30日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市条例第18号

飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

飯塚市国民健康保険税条例(平成18年飯塚市条例第53号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(課税額) 第3条 (略) 2 (略) 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 (略) (保険税の減額) 第24条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額	(課税額) 第3条 (略) 2 (略) 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。 4 (略) (保険税の減額) 第24条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額

して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ（略） 2・3（略）	ア～カ（略） 2・3（略）
------------------	------------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の飯塚市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

令和6年3月19日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年6月12日提出

飯塚市長 武 井 政 一

損害賠償の額 33,600円

1 事故発生の日時、場所

令和5年12月25日(月)午後4時40分頃

飯塚市秋松地内

2 事故の概要

スポーツ振興課職員が草刈業務終了後に穂波支所へ帰庁するため三叉路を直進方向に走行中、交差点内に進入した相手方車両の右前面と市車両の左前面が衝突し、双方の車両を損傷させたもの。

3 損害の状況

物的損害 相手方 車両右フロントバンパー、右フロントタイヤ損傷

市側 車両左フロントバンパー、左ヘッドライト、左ボディ損傷

4 示談の内容

(1) この事故に係る過失割合は、市30%、相手方70%とする。

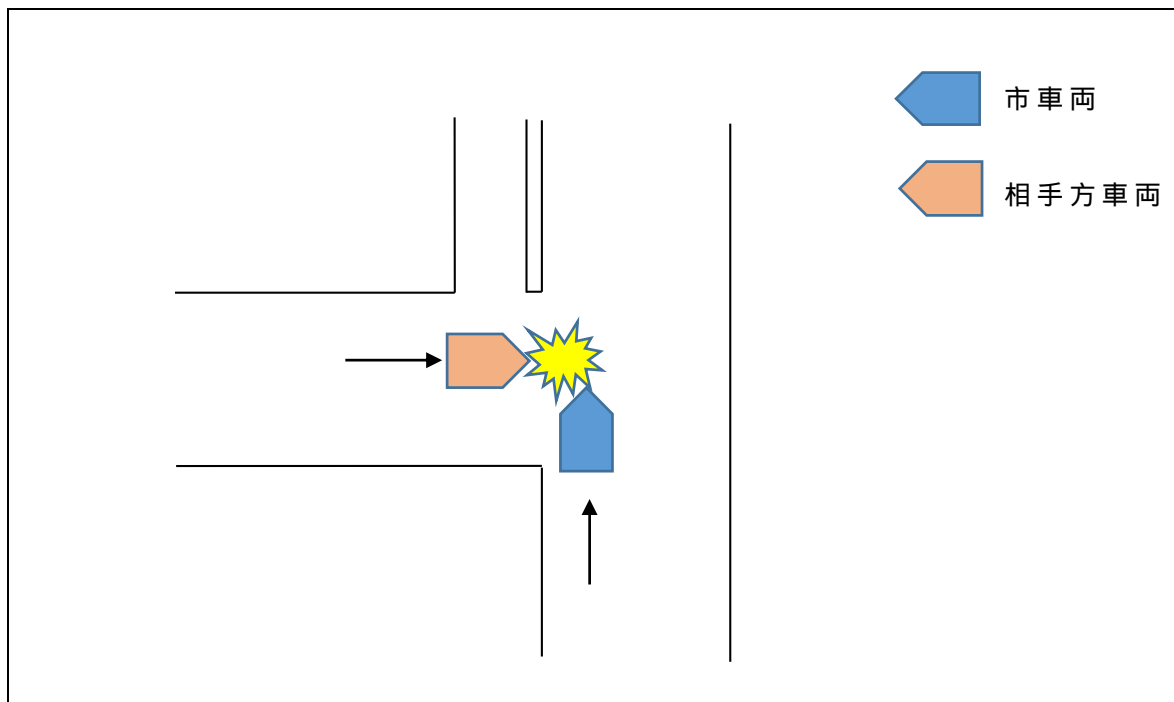
(2) 市の損害賠償額33,600円と相手方の損害賠償額112,882円を相殺し、相手方は市に対し、金79,282円を支払う。

(3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

5 損害額及び賠償負担額(区分)

区 分		損 害 額	負 担 区 分	
			市 過失割合 30%	相手方 過失割合 70%
相手方	車両修繕料	112,000 円	33,600 円	78,400 円
市	車両修繕料	161,260 円	48,378 円	112,882 円

6 事故現場見取図



継続費繰越計算書の報告(令和5年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計)

令和5年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳出予算の経費に継続費を設定していたので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定により報告する。

令和6年6月12日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和 5 年度 飯塚市継続費繰越計算書

会計名 小型自動車競走事業特別会計

(単位：円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和5年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度 通次 繰越額	左の財源内訳			
				予算 計上額	前年度 通次 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国県支出金	地方債	その他
1 競走費	3 管理費	メインスタン ド整備事業	3,603,169,000	644,459,000	136,033,218	780,492,218	220,009,210	560,483,008	560,483,008	83,008		560,400,000	
合 計			3,603,169,000	644,459,000	136,033,218	780,492,218	220,009,210	560,483,008	560,483,008	83,008		560,400,000	

繰越明許費繰越計算書の報告(令和5年度飯塚市一般会計)

令和5年度飯塚市一般会計歳出予算の経費に繰越明許費を設定していたので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告する。

令和6年6月12日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和5年度 飯塚市繰越明許費繰越計算書

会計名 一般会計

(単位：円)

款	項	事業名	金額 (繰越限度額)	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	穂波庁舎改修事業	648,629,000	365,825,900				345,675,100	20,150,800
		旧潤野小学校解体工事	155,000,000	155,000,000					155,000,000
	3 戸籍住民基本 台帳費	戸籍情報システム改造委託料	5,566,000	5,566,000		5,566,000			
		住民基本台帳システム改造委託料	19,800,000	13,057,000		13,057,000			
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等臨時特別給付 事業（子ども加算等）	562,651,000	76,060,074		76,060,074			
6 農林水産業 費	1 農業費	農業施設防災減災事業	84,100,000	82,268,600		82,268,600			
7 商工費	1 商工費	サンビレッジ蓄電気設備改修工事 設計委託料	2,932,000	2,932,000					2,932,000
8 土木費	2 道路橋りょう 費	内住村中線道路改良工事家屋等補 償費	10,270,000	10,270,000			10,200,000		70,000
		旧楽市小学校道路新設工事周辺環 境影響調査委託料	13,478,000	2,960,100					2,960,100
		仁保・サイテ線道路改良工事	20,600,000	10,033,100					10,033,100
	4 都市計画費	公園施設長寿命化事業各所改修工 事	33,600,000	33,600,000				15,100,000	18,500,000
	5 下水道費	水江雨水幹線整備事業	28,599,000	3,025,000			3,000,000		25,000
		上勢田東ポンプ場改修工事設計委 託料	21,098,000	21,098,000			21,000,000		98,000
	6 住宅費	相田公営住宅建替事業設計委託料	5,665,000	5,390,000					5,390,000

款	項	事業名	金額 (繰越限度額)	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
9 消防費	1 消防費	筑穂方面隊第2分団消防自動車購入事業	24,288,000	22,935,000			21,800,000		1,135,000
10 教育費	5 社会教育費	コミュニティセンター改修事業設計委託料	21,155,000	18,810,000				18,810,000	
		嘉穂劇場保存整備事業改修計画策定支援委託料	22,660,000	22,660,000				22,660,000	
	6 保健体育費	グラウンドゴルフ場整備事業	587,217,000	479,583,000			455,600,000	21,343,600	2,639,400
11 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	各所林業施設災害復旧工事	67,000,000	44,883,000		32,247,000	800,000		11,836,000
	2 土木施設災害復旧費	各所道路橋りょう災害復旧工事	150,000,000	47,903,410		19,632,000	9,800,000		18,471,410
		各所都市施設災害復旧工事	10,000,000	3,676,700		1,586,000	800,000		1,290,700
合 計			2,494,308,000	1,427,536,884		230,416,674	523,000,000	423,588,700	250,531,510

令和5年度飯塚市水道事業会計の予算繰越

令和5年度飯塚市水道事業会計資本的支出予算を繰り越したので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により報告する。

令和6年6月12日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和5年度飯塚市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越るための資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	その他			
1 資本的支出	1 改良事業費	伊川地区配水管布設替工事	55,539,000	0	55,539,000	0	0	55,539,000	0	0	受注業者の不適切な工程管理による工事遅延のため
合 計			55,539,000	0	55,539,000	0	0	55,539,000	0	0	

令和5年度飯塚市下水道事業会計の予算繰越

令和5年度飯塚市下水道事業会計資本的支出予算を繰り越したので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により報告する。

令和6年6月12日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和5年度飯塚市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	その他			
1 資本的支出	1 建設改良費	浦田第一雨水幹線整備工事	15,266,000	4,843,000	10,423,000	10,400,000	0	23,000	0	0	追加工事の施工に不測の日数を要したため
		目尾ポンプ場汚水ポンプ設備改良工事	20,700,000	0	17,600,000	0	0	17,600,000	3,100,000	0	追加工事に伴う部品の調達に不測の日数を要したため
		柳橋二瀬汚水幹線管渠改築工事	26,510,000	0	26,510,000	12,800,000	10,400,000	3,310,000	0	0	国の補正予算の活用事業であり、年度内に事業が完了しなかったため
合 計			62,476,000	4,843,000	54,533,000	23,200,000	10,400,000	20,933,000	3,100,000	0	

令和5年度飯塚市立病院事業会計の予算繰越

令和5年度飯塚市立病院事業会計資本的支出予算を繰り越したので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により報告する。

令和6年6月12日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和5年度飯塚市立病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による機械整備事業費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越額を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	その他			
1 資本的支出	1 機械整備事業費	飯塚市立病院電子カルテシステム等開発業務委託	358,310,000	0	358,310,000	358,300,000	0	10,000	0	0	システムの構築において、指定管理者との意見調整等に時間を要したため
合 計			358,310,000	0	358,310,000	358,300,000	0	10,000	0	0	

公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の経営状況

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の経営状況を別紙のとおり報告する。

令和6年6月12日提出

飯塚市長 武 井 政 一

一般財団法人サンビレッジ茜の経営状況

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人サンビレッジ茜の経営状況を別紙のとおり報告する。

令和6年6月12日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和5年度児童虐待に関する状況の報告

飯塚市の子どもをみんなで守る条例(平成30年飯塚市条例第43号)第28条の規定に基づき、令和5年度における児童虐待に関する状況を別紙のとおり報告する。

令和6年6月12日提出

飯塚市長 武 井 政 一